

消費生活サポーター 養成講座

受講者
募集!

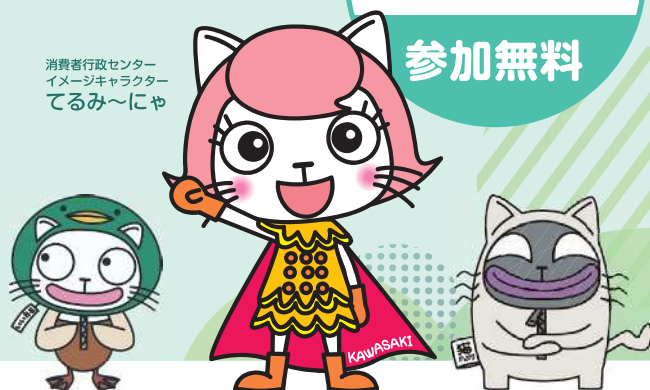
参加無料

「消費生活サポーター」とは、地域において、消費生活に関する見守りや知識を広げる担い手として、ご自身のライフスタイルや経験に合わせ、ボランティアとして活動いただくサポーターのことです。

消費生活に関する講座を2日間受講いただくと、「消費生活サポーター」に登録いただけます。

※受講修了証は登録を希望しない方にも交付します。

消費者行政センター
イメージキャラクター
てるみ～にや



1日目 令和7年 12月10日 水 [13時～16時]

2日目 令和7年 12月17日 水 [13時～16時]

対象者 市内在住・在勤・在学の18歳以上(令和8年3月末時点)の方

- 講座内容
- 悪質商法などの最近の消費者トラブルの事例と対処方法
 - 消費者が契約について知っておくべき基本的な法律知識
 - 「消費生活サポーター」としての役割・心構えとコミュニケーション など

会場 川崎市総合自治会館 大会議室

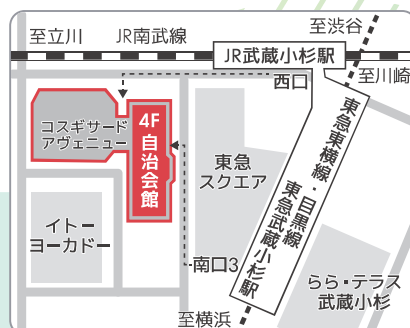
川崎市中原区小杉町3丁目600番コスギ サード アヴェニュー 4階

定員人数 50名

申込方法 申込フォームもしくは電話にて受付
定員に達し次第、受付終了

申込期間 10月20日(月) 10:00 から
11月21日(金) 17:00 まで

申込先 消費生活サポーター養成講座事務局



◀ お申込みはこちらから

申込・受講に関するお問い合わせ

消費生活サポーター養成講座事務局 (業務委託先: 株式会社エヌクリエーション)
TEL. 080 - 3433- 7780 (平日 10:00 ～ 17:00)

事業に関するお問い合わせ

川崎市消費者行政センター
TEL. 044 - 200 - 3864 (平日 8:30 ～ 17:15)

消費生活サポーターの主な活動は？



伝える

- 身近な人に消費生活の情報などを伝える
- 地域の集まり等で消費者トラブル等の話題を取り上げる
- 地域のグループで、センターが実施している出前講座「くらしのセミナー」（無料講師派遣）を利用する

…など

つなぐ

- 高齢者等への「声かけ」や「見守り」をする
- 身近な方との会話の中で消費者トラブルの話を聞いたら、センターの窓口を紹介し、相談を勧める

…など

学ぶ

- 啓発冊子や出前講座等で消費者問題等についての知識を学ぶ
- 消費者行政センターが開催する講座・イベントに参加する

…など



消費生活サポーターになっていただくと…



- サポーター登録証とサポーター手帳を交付します（公的資格を付与するものではありません）
- センター主催の最新のイベント・講座情報や消費生活情報を掲載した「くらしの情報かわさき」を定期的に送付します
- 今知りたい最新の消費生活情報をメールで配信します
- センター主催の無料の講座・イベントでは同じ意識を持つ方々との交流の機会も！

申込期間 10月20日（月）10:00 から11月21日（金）17:00 まで

申込方法 川崎市のホームページ「消費生活サポーター制度について」に掲載されている受講申込のリンクをクリックし、申込フォームに必要事項を入力してください。

※ご記入いただいた個人情報は、当該事業の運営以外には使用いたしません。

「消費生活サポーター制度」について

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000096723.html>



電話でのお申込みも可能です。氏名、年齢、住所、電話番号（日中連絡先）、メールアドレス等を伺います。

申込・受講に関するお問い合わせ

消費生活サポーター養成講座事務局（業務委託先：株式会社エヌクリエーション）
TEL. 080 - 3433 - 7780（平日 10:00 ～ 17:00）

事業に関するお問い合わせ

川崎市消費者行政センター
TEL. 044 - 200 - 3864（平日 8:30 ～ 17:15）